

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月5日

大船渡市監査委員 鈴木 弘

大船渡市監査委員 紀室 若男

令和5年度定期監査（後期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和5年度を範囲として実施した。

(1) 財務事務に係る管理状況及び予算執行状況について

全課等を対象に、監査資料の提出を求め、監査を実施した。また、下記の課等については、事情聴取による監査も実施した。

【課等名】

市民文化会館、図書館、中央公民館、市民環境課、国保医療課、地域福祉課、子ども課、長寿社会課、健康推進課、農林課、水産課、建設課、住宅管理課、土地利用課、下水道事業所、簡易水道事業所、水道事業所、会計課、博物館、農業委員会事務局

(2) 重点項目「補助金」について

例月現金出納検査での支出命令票等の確認状況から、監査重点項目を「補助金」とした。

重点項目については、下記の課等を対象に、令和5年8月末日までに交付決定している補助金から11件を抽出し、補助金交付決定から事業実績及び精算内容の審査、補助金の支出までの一連の事務手続について、関係諸帳簿等の確認及び事情聴取により監査を実施した。また、4月1日が週休日にあたる場合の補助金交付決定に係る決裁日等の日付の考え方について、全庁的なものであることから財政課への事情聴取も実施した。

【課等名】

市民文化会館、市民環境課、地域福祉課、子ども課、長寿社会課、農林課、水産課、住宅管理課

(3) 施設の維持管理等について

下記の施設を対象に、監査資料の提出を求め、監査を実施した。また、事情聴取による監査も実施した。

【施設名】

市民文化会館、図書館、中央公民館、博物館

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、重点項目については、補助金の交付対象は公益性のある事業または団体か、補助金の算出は合理的な基準により行われているか、実績報告に基づく補助金の支出については、その成果の確認が行われているか等を着眼点として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、事業内容や事務手続について各課等の長及び課長補佐等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所： 市役所本庁舎
- (2) 日 程： 令和5年9月19日から令和5年12月26日まで

5 監査結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

重点項目である補助金11件の性質別分類は、法令等による義務的支出が3件、団体維持支援が3件、政策的事業支援が3件、自主活動支援が2件であった。

補助金交付事務の監査の結果、交付対象の事業及び団体はいずれも公益性を有し、補助金額の算出、交付要件、補助事業の成果の確認、補助金の支出事務等が概ね適正であることを確認した。

本監査は、令和5年度の補助金交付事務を範囲としたことから、履行途中の事業は、実績報告に基づく事業実績及び精算内容の審査、事業完了後の補助金の支出事務について監査期間内に確認できなかったが、事情聴取により事業の進捗管理が概ねなされていることがうかがえた。

なお、一部の補助金について、補助金交付決定額の算出根拠を支出負担行為同等に明記していない、交付申請書類が大船渡市補助金等交付規則（以下「規則」という。）や補助金交付要綱（以下「要綱」という。）と表記に相違がある、4月1日が週休日にあたる場合の決裁日等の取扱いが統一されていない等の軽易な留意事項は、口頭で指導を行ったところである。

また、指摘事項には至らないものの事務処理に適正を欠くと認められたものは、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、下記に留意事項として記載した。

市が策定した「補助金等の見直しに関する指針」では、補助金等交付基準を定めており、事業の公益性・必要性・有効性、団体等の適格性、補助対象外経費の明確化、終期の設定等のほか、補助の対象範囲や補助率等を明確に定めた個別の要綱を制定することとしている。

補助金交付事務においては、規則及び要綱に準拠した事務処理を行っているところである。担当課は、これらを今一度確認し、改善が必要な場合は、補助対象団体等への適切な指導及び適正な事務執行に努められたい。また、補助事業の透明性や公平性が失われることのないよう、実情に応じて要綱の見直しを行い、補助事業の適正化を図るよう望むものである。

【注意事項】

担当課	農林課
補助金名	特用林産施設等体制整備事業費補助金
内容	1 要綱について、国の実施要領等の改正に基づく改正が行われておらず、実際の運用と異なる内容になっている。
	2 要綱で定めた様式と異なる補助金交付申請書を受理している。
	3 県の補助金交付決定通知により、市が事業者への交付決定に際し付すべきとされた条件を付していない。